



Title	社会主義と協同組合 : 協同組合介在の合法則性とその変化について
Author(s)	飯島, 源次郎; IIJIMA, Genjiro
Citation	北海道大学農経論叢, 30, 121-141
Issue Date	1974-02
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/10899
Type	departmental bulletin paper
File Information	30_p121-141.pdf



社会主義と協同組合

一協同組合介在の合法則性とその変化について一

飯 島 源 次 郎

目 次

I 問題提起	121
II 協同組合の歴史的発展と合法則性	123
(1) 資本主義と協同組合	123
(2) 社会主義と協同組合	125
① 一般的仮説	125
② 社会主義下の協同組合理論の検討	129
③ 協同組合原則適用の有効性	132
III 社会主義国における協同組合の現実	134
(1) 協同組合をめぐる基本的条件の変化	134
(2) 社会主義国における農業協同組合の特質	136
IV 結 語	140

I 問題提起

19世紀中葉にその端緒的発生をみた協同組合は、資本主義発展と呼応していまや大きな社会的勢力となっている。ICA (International Co-operative Alliance) に加盟している協同組合は64か国、その数にして560,532組合、268,027,350人に達している。しかしこれらはすべて資本主義国の協同組合とはかぎらず、そのなかにはソ連をはじめ東欧社会主義国の協同組合も含まれ、その構成比は全体の約30%余に及んでいる。未加盟の中国、北朝鮮などの社会主義国¹⁾を考慮に入れればその比率は更に大きくなる。もちろん国によって協同組合の組織形態や歴史的発展条件は異なるが、もともと資本主義の産物である協同

1) 全国農協中央会「農協年鑑」1973 pp. 337~341

織井 齊編「世界の協同組合」1972 pp. 344~345

組合が社会主義国においても依然として大きな社会的存在となっている事実を認めざるをえない。

そこで問題にしたい点は、本来協同組合が資本主義社会で生成・発展した協同組織であるにもかかわらず、現在なお社会主義社会においても存在しうるのはなぜかということが第 1 の問題点である。その意味で社会主義社会における協同組合介在の合法則性を資本主義社会のそれと対比して究明するのがその目的である。

さらに第 2 の問題点は、資本主義社会の協同組合が資本主義発展の段階に応じてその性格と機能を変化させたように、社会主義社会の協同組合もその歴史的段階に応じてその構造と機能を変化させてきたが、その特色はどこに求められるか。その変質過程を通して社会主義社会における協同組合の特質を明らかにすることである。

ロシア革命によってソ連に社会主義国が誕生してから約 50 年余りを経過し、第 2 次世界大戦後新しい社会主義国もいくつか生まれて、社会主義社会における協同組合も多様性を増しつつある。しかし資本主義社会における協同組合に共通の特色がみられるのと同じように、社会主義社会の協同組合にも共通の特色と発展段階に即応した機能的変化があるものと考えられる。

この点、わが国における協同組合論の系譜からすれば、日本の協同組合とくに農協の性格と機能分析を中心にわが国の資本主義発展との関連でその理論的展開がなされてきたといっても過言ではない。なかでも協同組合の本質論に関しては、マルクス主義経済学の立場から日本資本主義発展との関連で活発な論争が古くから展開されてきたことは、周知のとおりである。しかし、まだ国家独占資本主義段階における協同組合論の展開は十分とはいえないし、社会主義段階では尚更のようである。

たとえば、社会主義国の協同組合について個別に論じたものは多少あるにせよ、総論的に扱った著作は少ない。国内の文献では近藤、井上、伊東教授などがそれぞれの各代表的著作のなかで社会主義下の協同組合について一部ふれてはいるが、²⁾ いずれも過渡期または初期の社会主義下の協同組合を対象としたも

2) 近藤康男著「協同組合の理論」1962 pp. 26~31
井上晴丸著作選集「協同組合論」1972 pp. 97~99
伊東勇夫著「現代日本協同組合論」1960 pp. 89~92

のであり、社会主義の発展段階に応じて協同組合がどう変質していくかについては殆んど言及されていないようにおもわれる。

また協同組合が商品経済の発展に即応して形成される歴史的範疇であるとすれば、資本主義社会から社会主義社会への協同組合の継承性が問題となるが、資本主義の「施設」としての継承性と協同組合原理としての継承性は区別される必要がある。両体制下ではその組織形態や機能にちがいがあってもよくなく、いわゆるICAの協同組合原則の適用の有効性もちがわざるをえないし、論理的には社会主義社会から共産主義社会への移行にともなって、協同組合はその存立の意義を失ない、ついには消滅する運命にある。なぜならば共産主義に至って商品経済は完全に止揚され、協同組合存在の合法別性が完全に消失するからである。

かくて資本制商品生産を前提に生成・発展した協同組合が社会主義から共産主義にいたって消滅するであろう論理を総論的にあきらかにするため、社会主義と協同組合の関係について考察するのが小論の課題である。

II 協同組合の歴史的発展と合法別性

協同組合の組織形態と機能は、その国の歴史的発展条件によって規定されるが、資本主義国と社会主義国の協同組合の間には、その存在の合法別性に体制的ちがいがあろう。しかもそれが両体制下における協同組合の基本的性格を規定するところから、考察の方法としてまず資本主義体制下の協同組合存在の合法別性を素描しておきたい。

(1) 資本主義と協同組合

協同組合を組織する主体は、資本主義社会における経済的弱小者としての賃労働者と商品生産者であり、資本主義社会の経済的強者に対抗する協同組織として生成・発展してきたことに異論はないであろう。組織形態としては労働者の組織する消費協同組合と小生産者の組織する生産協同組合の基本型に分類されるのが普通であるが、協同組合の経済的機能と性格については論者によって見解の分かれるところである。

協同組合の概念についても同様に見解が分かれるが、わが国における科学的協同組合論の創始者ともいわれる近藤教授は、「協同組合とは労働者、中小生産者の組織する非営利の経済組織であり、それ自体を資本とは称しがたいよう

な零細な出資によって形成された商業資本の企業形態である」と定義し、協同組合は一種の「施設」であって「拘束された企業」ということもできるとしている。しかもこの協同組合という特殊な企業形態をとった商業資本の客観的役割は、個人企業や株式会社に代位することで、総商業資本は資本と商業利潤を節約することになる。これが「商業利潤節約説」といわれる所以であり、一般的には協同組合の原型を消費組合に求め、資本主義的再生産過程の主に流通過程で機能するのが協同組合だとする説が支配的である。これについては労働者生産組合に原型を求めるべきだとする説もあるが³⁾、近藤理論では労働者生産組合といえどもその社会の総資本からみれば流通過程の一翼をなすにすぎないから、消費組合の理論が生産組合にもあてはまると反論している。このことは社会主義段階での協同組合の組織と機能変化を考えるうえで重要なポイントになるとおもわれる点である。

いずれにせよ、一般的に資本主義の所産として認識されている協同組合が、資本主義の発展段階に応じてその組織と経済的機能に変化がおこるが、その段階は小商品生産段階、産業資本段階、独占資本段階に区別することができる。⁴⁾とくに産業資本段階ではその原型をロッチデールの消費組合にみられるように、中間利潤の排除が基本理念となる。しかし産業資本段階から独占資本段階になると資本の自由な移動と平均利潤率の形成が制限され、独占価格の設定を通じて最大限利潤の追求が基本となるため、商業資本の機能変化に応じて協同組合の役割も変化してくる。独占資本による商業資本の従属化、系列化、手数料商人化がいろいろな矛盾を内包しながら進行するなかで、協同組合はこのせばめられた商業利潤のもとで商業資本に代位する可能性が縮少せざるをえなくなる。すなわち、協同組合はみずから利潤を直接求めず、実費手数料主義に立脚しているかぎり、独占段階では手数料商人化した商業資本に代位する可能性

3) 協同組合の本質は協業にあるとの見解から、労働を共同化する生産協同組合がその原型であることを美土路教授が主張したもので、近藤教授はこれに反論している。

美土路達雄著「働くものの農協論」1967、同「農協の理論と現実」農業協同組合 1956 3～9月号参照

4) 近藤著「協同組合の理論」1962 pp. 26～31参照のこと。

5) 伊東教授は協同組合の「歴史性」とそのよって立つ「原理」とを基準にして協同組合を4つの段階に分け、その第4型として初期社会主義段階の協同組合を位置づけている。前掲「現代日本協同組合論」p. 91

をわずかに残すのみとなり、協同組合における商業利潤の節約機能がわずかながら保持されるにすぎないからである。

しかし同じ独占段階でも国家独占資本主義段階になると、国家は協同組合の中枢である中央金融機関を握ることで協同組合を国家行政の下請機関化し、国による協同組合支配が強められていくことになる。この段階では経済弱小者の防衛のための反独占の抵抗組織として協同組合が介在せざるをえなくなる。しかるにわが国の協同組合とくに農協などは反独占どころか、逆に独占資本に奉仕するような組織になってしまっていると近藤教授は「続貧しさからの解放」で指摘している。このことは協同組合が資本主義経済法則を自らの行動原理のなかに取り込みながらいかに商業資本ないし独占資本との対抗関係をつくり出そうとしても、それ自体資本の論理にみちびかれて協同組合としての独自の発展にはおのずから限界があることを意味しよう。

かくて資本主義下の協同組合は、資本主義の発展段階つまり歴史性を反映しながら一定の限界内でその性格と機能を変えていくが、ここで注目される点は資本主義の所産としての協同組合の基本的機能は、同じ資本主義体制下ではそれほど根本的に変化しうるものではないということである。

それでは資本主義から社会主義に移行することによって、協同組合の本質はどう変化するのかしないのか。現に社会主義国において存立している協同組合の組織と機能を通してその本質を考えてみたい。

(2) 社会主義と協同組合

① 一般的仮説

社会主義社会の協同組合を論ずる場合に問題になるのは社会主義社会の歴史的な性格である。基本的には資本制商品生産様式から社会主義商品生産様式へ移行することによって協同組合の性格は大きく変化するが、その場合でも、協同組合はその国の歴史的段階に応じてその変容形態を異にするため一概に論じがたい。だがこれまでの社会主義下の協同組合研究では、いずれも初期または過渡期社会主義下の協同組合として論じられているのが大きな特色である。この点では社会主義自体が発展していく段階で協同組合の性格と機能も変質していくことを予想させるものである。事実、ソ連のコルホーズと中国の人民公社とでは同じ社会主義段階の協同組合組織としても、その性格を著しく異にしているばかりでなく、それぞれがまた社会主義の発展段階に応じて変化してきてい

るからである。

ただ社会主義社会の性格を歴史的に位置づける場合、資本主義社会と共産主義社会とのあいだに存在する一定の過渡期としての段階的性格をもつことは、すでにマルクス主義の古典が理論的に指摘したところである。したがって初期または過渡期社会主義段階の協同組合論はすくなくとも資本主義から社会主義への移行段階を主たる対象としたものであり、決して資本主義から共産主義への全移行期を対象として取扱ったものではない。一般的には社会主義自体低い発展段階からより高い発展段階への移行という歴史性をもつ以上、これとのかかわりあいでは社会主義社会における協同組合の歴史の変質過程が問題になるのであるが、まだ高度の発展段階に到達した社会主義国は現存していない。したがってこれを歴史的に検証することは不可能であるといわざるをえない。

しかし論理的に社会主義が資本主義から共産主義への一定の過渡期としての歴史的な性格をもつことからすれば、そこでは経済発展における歴史的継承性と連続性とのかかわりあいのなかで協同組合の生成・発展・衰退・消滅が問題になるであろう。

また社会主義下の協同組合問題を解明するためには経済学の対象としての資本主義的生産関係と社会主義的生産関係を基底とした協同組合の本質的把握がなされなければならない。

すくなくとも資本主義から共産主義への全時期を過渡期とし、これを社会主義と呼ぶならば、社会主義は資本主義から共産主義への革命的転換の時期であり、それは単なる量的変化ではなく決定的な質的变化の時期を意味する。これが過渡期の協同組合をして質的転化をもたらす大きな要因である。したがって社会主義下の協同組合がたとえ資本主義からの遺産として継承されたものであるにせよ、機能的には社会主義的生産関係を基底として存立せざるをえなくなるところに大きな性格的变化がもたらされる所以がある。

一般に社会主義とは労働者階級が権力を獲得し、基本的生産手段が社会的所有に移される点に特徴をもつが、さらにそれが生産力水準の飛躍的上昇とともに

6) 邦訳「マルクス・エンゲルス選集」第12巻 p. 254

木原正雄著「社会主義経済の理論」1964 pp. 18~38

7) M. カントール著「協同組合論」平館訳 1970 p. 24

前掲井上著「協同組合論」p. 99

に全人民的所有制が完全に確立され、一切の階級的差別が消滅してはじめて共産主義への移行が実現する。この場合、過渡期としての社会主義段階においてあらわれる質的变化の程度に応じて大きく2つの段階に区分されるが、その第1段階は、社会主義革命の時期にあたる資本主義から社会主義への移行期である。第2段階は社会主義の成熟期にあたる共産主義への移行準備期である。すでに指摘したごとく現存の社会主義国のなかには第2段階に到達したとおもわれるものはまだないが、社会主義経済の論理にしたがえば、第一段階では生産協同組合と流通協同組合の併存形態、第二段階では生産協同組合のみが存立しうる余地を残し、流通協同組合は消滅する。そして最後の共産主義社会ではどうなるか。未開の原始共産社会とは一応区別される共産主義社会がはたして現実に存在可能となるかどうかは予測しがたいが、仮りに存在したとすれば協同組合はこの段階で完全にその存立の意義を失ない消滅する運命をもつといえよう。

社会主義社会における協同組合の本質を解明するには、社会主義社会の経済的發展法則ともいうべき社会主義経済の基本的特質をふまえないならぬことはいうまでもない。まず社会主義の下で協同組合が介在しうる背景について考察しておくことにする。

資本主義社会が私的所有と社会的分業に立脚する商品生産社会であるとすれば、社会主義社会は生産手段の社会的所有に立脚する経済制度を前提とした社会主義的商品生産社会であるといえる。

社会主義のもとにおける生産手段の社会的所有形態としては、全人民的国家的所有と協同組合的集团的所有に区別され⁸⁾、後者が過渡期社会主義段階で協同組合の存在を制度的に裏付ける根拠になるのである。しかも資本主義社会では生産手段が資本として機能し、資本家は最大限利潤の獲得をめざして生産方法を改善する結果として社会的生産力が増進する。このように資本主義社会では本質的には相対的剰余価値の生産を目的とするのに対し、社会主義社会では生産手段はもはや資本ではなく、利潤追求が社会的生産力の発展の契機ではない。労働者による社会主義的計画経済を前提にして生産力の発展が達成されていくことになる。したがって資本主義社会では資本家に対する抵抗組織として

8) 大島国雄著「現代ソ連の企業経営」1966 p. 135

副島種典著「社会主義経済学」1958 p. 69~70

協同組合を組織する契機となっても、社会主義社会ではそれが失われることになる。社会主義社会ではもはや労働力も商品ではなくなり、搾取の対象ではなくなる。それにもかかわらず生産手段の協同組合的集团的所有の形態で協同組合が存在しうるのはどうしてかが問題である。おそらくその理由は社会主義建設の段階的発展に依拠するものとおもわれる。

すなわち、本来社会的所有の基本形態は国家的所有であるが、初期的段階ですべての生産手段を一挙に国家的所有に移しえず、もっとも収奪の大きい資本家的所有部門から国有化されるからである。どこの国でも銀行などは社会革命後早期に国有化されるし、⁹⁾ また工業優先主義のもとで工業部門が農業部門に先行して国有化が進められている。

さらに社会主義的計画経済のもとで、生産と分配の過程でどちらが先きに国家的所有に移行するかをみると、大体において分配過程が先行する傾向が強い。その点で土地のような労働生産物でない生産手段も封建的な土地所有から農民を守るために早期に国家的所有に移されるが、その他の生産手段（家畜、農業機械など）は協同組合的所有にまかされる場合が多い点は経験的に知られているところである。その意味では資本制商品生産様式の改革にとってもっとも重要かつ緊急を要する部門から国家的所有に移されると同時に、かかる改革のやりやすい部門から実施に移される。したがって残余の部門とくに農業部門などは国家的所有に移管することのむづかしさもあって、まず協同組合的所有に移される場合が多く、これらが主に協同組合という組織形態に移行される。

しかし、それがより進んだ社会主義の段階に移行する過程で協同組合としての組織と機能はどう変化していくものであろうか。初期の段階ですでに国有化される工業製品は国営商業を通じて国民に分配される関係から流通過程における協同組合存立の意義がいちはやく失なわれることになるが、農業部門でも同じように生産過程に先だって流通過程での協同組合介在の意義が次第に失なわれることになるであろう。その理由は、社会主義社会では資本主義社会における協同組合介在の合法則性であった商業資本の機能が大巾に制限されるからである。

かくて社会主義社会における協同組合の存立条件は、農業よりも工業、農業部門では生産よりも流通過程で大きく制限されることになるものといえよう。

9) 前掲「社会主義経済学」pp. 24～25

しかも農業における販売と購買の両事業面では、購買品が国営による工業生産物のウェイトが高いということから、購買事業が販売に先行して国営商業に移行しやすい条件をもっていると考えられる。

このように考えてくると、社会主義と協同組合の関係においては、生産協同組合という形態が最後まで残存されていく可能性が強い。そのかぎりでは、近藤教授が資本主義社会における協同組合の原型論で指摘した流通協同組合としての性格、すなわち商業資本の一つの特殊な企業形態としての協同組合の性格は比較的早く失われることになるし、この点が資本主義社会から社会主義社会へ移行することによって協同組合の本質が大きく変質していく所以であるといえよう。

② 社会主義下の協同組合理論の検討

マルクス、レーニンをはじめ社会主義国の協同組合について言及された論説はかなりあるが、ここではわが国における代表的著作として近藤および井上教授の二つをとりあげることにしたい。

まず近藤教授は、社会主義への過渡期における協同組合とくに農業協同組合について次のごとく述べている。

すなわち、「社会主義とは社会化された生産手段と集団労働とに基づく工業と農業とを統合している社会経済制度である」との「経済学教科書」を引用し、農業を社会主義の原則に基づいて改造する必要があるけれども、それは社会主義革命にとってもっとも困難な問題であると指摘されている。¹⁰⁾ その理由は農業は工業よりも生産の社会化が遅れがちで、社会主義農業の路線に導くためにとられるのが農業の集団化計画であり、協同組合計画だからだとしている。また名称は同じ協同組合でも生産手段が資本家的所有になっているブルジョア社会では協同組合は資本主義的なものであるが、社会主義の下では協同組合は農業生産の社会化を実現するための手段であると協同組合を位置づけている。

このことはソ連の社会主義革命の遂行を通して協同組合がその革命の手段として利用された歴史的事実に照らしても肯定されるところである。

それではコルホーズを主体とした生産協同組合を社会主義下の協同組合としてどのような位置づけを与えているかをみると、氏はつぎのごとくいっている

10) 前掲近藤「協同組合の理論」p. 170

る。すなわち、国家権力によって農業の集団化を助長していくことが資本主義から社会主義への過渡期に必然的におこってくる課題であり、資本主義から社会主義への過渡期における農業経営の基本的形態は生産協同組合だ¹¹⁾という点が資本主義下の協同組合の機能を流通協同組合に求めたことと対比して注目される。

このことはレーニンの協同組合論にもみられるごとく、社会主義の建設にとって農業の集団化がその基礎になり、それを實現する手段として協同組合が重要な役割をになわされたこととも関連して興味ある点である。

いずれにしても、社会主義革命を契機に生産協同組合がその担い手として登場してくるといふ点が注目される。しかしこの仮説はどこまで一般化できるかが問題であろう。たしかにソ連の社会主義革命の段階では農業における生産協同組合はかならずしも一般化していなかったといつてよい。しかしその後の社会主義建設の過程で農業アルテリを中心に生産協同組合が重要な役割を担うようになった点からみて、この仮説は一応容認されよう。ただ問題はその国の資本主義の発展段階や協同組合の存在形態によってこの仮説の妥当性はかなりちがってくるものといえる。

つぎに流通協同組合に関しては、次の点が注目される。すなわち、「はじめは農産物の流通の分野で、後にはその生産の分野で集団主義の原則を徐々に農業に定着させる方法をとらなくてはならない¹²⁾」というレーニンの示した方針である。これは明らかに社会主義化にとって農業の集団化が重要なことではあるけれども、これと並行して農民を商人などの搾取から解放してやるために、国营商業と購買組合などの協同組合商業とを拡大する必要性を強調したものであり、同時に流通協同組合が生産協同組合に先行してその役割をはたすべきことを示唆したものといえよう。

しかし社会主義建設が進んでいわゆる第 2 段階に達した場合でも、協同組合が流通と生産の分野においてそれぞれに必要不可欠なものであり、かつ併存しうるものであるかどうかについてはかならずしも明確にされていない。それは多分にその国における社会主義の歴史的発展条件によって規定されてくる問題ではあるが、社会主義の発展段階に即していえば、商業部門がもっとも早期に

11) 前掲「協同組合の理論」p. 177

12) 前掲井上「協同組合論」pp. 97~99

国営化される必要性が強い反面、それをやりやすいという意味で流通協同組合が生産協同組合よりも先にその機能を後退させていくものと考えられる。

これらの課題解明の鍵は、社会主義下における協同組合介在の合法則性を理論的にも実証的にももっと深く掘り下げることにあるが、この点井上教授は、過渡期社会主義体制内における協同組合の役割について次のごとく述べている。すなわち、協同組合は主として農業に広く残存するところの小生産を社会主義的生産に移行せしめる有力な手段として社会主義体制内に立ちあらわれるものであり、資本主義体制内では元来流通過程に位置する協同組合がその資本主義的生産の揚乗に対してなんらの積極性を持ちえなかったけれども、社会主義体制内では協同組合が積極的な役割を獲得することを指摘している。その理由は、資本制生産の核心であった主要産業部門が社会主義的生産に移されているからだとしている。これらの点に関しては社会主義下の協同組合を論ずる者が誰でもふれるところであるが、井上教授の注目すべき指摘は次の点である。

すなわち、「過渡期社会主義体制内における協同組合企業においては、流通上の協同化から容易に生産協同組合へ独立的に発展し、販購事業を逆にこれに従属せしめることができる¹³⁾」と述べていることである。このことは社会主義社会における協同組合として生産協同組合が重要な役割を担う基本形態であるというだけでなく、近藤教授の説によれば資本主義社会では一般的に生産協同組合が流通協同組合に従属的または延長的なものとしてその基本的機能が把握されていた点を、井上教授は社会主義社会では流通事業が生産協同組合に従属せしめられるという逆転関係として指摘されたことである。

つぎに注目される点は、「生産協同化を基本として発展するこれらの社会主義的役割を持った協同組合が、資本主義的体制内における流通上の協同化を基礎として築き上げられた旧来の協同組合の掃滅の上に、突如として新規に造り出されるのではなく、それを受けつぎ、これに質的变化を与えることによって建設される¹⁴⁾」ということである。これは資本主義体制内における一切の生産手段、技術などと同様に、協同組合も設備としては資本主義が社会主義に遺す遺産の一つとなるという点でコントロール等と同じ見解に立っている。しかし社会主義に移行することによって協同組合の組織と機能、性格と役割が必然的に変化することによって、資本主義の「施設」としての協同組合の継承性と協同

13), 14) 前掲井上「協同組合論」pp. 98~99

組合理論の継承性とは区別されなければならないことを示唆するものである。

要するにここで強調したいことは、社会主義体制下の協同組合が原則的に資本主義社会からの継承という形で存在するというのが第 1 点であり、第 2 点は社会主義体制下の協同組合の基本形態は生産協同組合であるということ、第 3 点は資本主義社会の協同組合と社会主義社会の協同組合とでは協同組合としての性格に大きな変化があらわれるということである。

③ 協同組合原則適用の有効性

ここでは資本主義から社会主義への移行にともない協同組合の性格が変化することによって、いわゆる I C A の協同組合原則の適用はどうなるかが主要な問題点であるが、その考察に先立ってまず社会主義国と協同組合原則との関連について若干ふれておきたい。

1937年の第15回国際協同組合大会で国家的かつ統一的な形で確認された協同組合 7 原則は、その後1966年の第23回大会で一部変更されて 6 原則となったが、その契機になったのは1963年の第22回大会におけるソ連のツェントロサユーズ（ソ連消費組合中央連盟）の代表が提出した「協同組合運動の基本原則修正に関する動議」¹⁵⁾であった。

かかる協同組合原則の再検討を提案したソ連代表の主張は、G. ビランク教授の論文を通してその背景をうかがうことができるようである。その第 1 点は協同組合の事業、目的、方法に関する見解の相違と、異なる社会的・経済的事情のもとでの国際的協同組合運動の展開にとって、近代的協同組合運動の基本原則の体系化が必要だということにある。第 2 点は、協同組合の種類または諸国の社会的・経済的制度とは関係なしに全世界の協同組合運動に共通する原則を作成し採用すべきだという考え方から、原則の起草にあたってはまず第 1 に世界にはいろいろな社会的・経済的制度をもった国々が存在することから出発する必要があると強調している点¹⁶⁾である。

動議提出の具体的背景としてみのがしえないのは、当時ポーランド、ハンガリー、東ドイツなどの社会主義国の協同組合が、I C A の定款にあるロッチデールの基本原則を守っていないとの理由から加入を拒否されていたという事情があったことである。

15), 16) 協同組合経営研究所編「協同組合原則とその解明」1967 pp. 106~107

もともと資本主義の所産である協同組合の基本原則をそのまま体制のちがう社会主義国の協同組合に適用させるには無理がある。したがって古典的原則を現在のような社会経済情勢の急速な変化に即応した現代的なものに修正し、かつ社会主義国と資本主義国とを問わず協同組合運動を国際的により強化していくためには、どこの国からも受け入れられる原則にしていくことが重要な課題であったといえる。

しかし新しく採択された協同組合原則といえども1937年に設定されたところの、①組合員公開（加入、脱退の自由）、②民主的運営（1人1票制）、③利用高に比例した剰余金の配分、④資本に対する利子の制限という4原則は、あらゆる協同組合が守るべき基本原則としてそのまま引きつがれたことは周知のところである。⑤教育の促進と新たに付加された⑥協同組合間の協同は国際協同組合運動の発展にとって重要なことはいうまでもないが、ここで問題にしたいのは、社会主義社会の協同組合に対する4つの基本的原則の適用の有効性である。

①と②についてはソ連のコルホーズ定款、中国の合作社、人民公社の定款においても一応基本的な原則として認められており、その運用の実態はともかくとして建前としては大きな問題はないようである。その限りではソ連のユルホーズや中国の合作社、人民公社も協同組合組織としての性格を一応備えているものといえる。問題なのは③と④である。③は資本主義経済原理の利潤法則にもとづいて有効性を発揮しうる原則だとすれば、原則的に利潤追求を否定する社会主義経済制度のもとでは全く有効性をもたないものといえる。現実的には社会主義国といえども過渡的段階にあるため、かなり資本主義的諸要素を経済制度の中に残存させていることは確かであるが、その程度はその国々の事情によって異なる。すくなくとも社会主義国では剰余金の利用高配当制に関する原則の適用は縮小されるか全く意味をもたないだろうし、仮りにもつとしても、その有効性は社会主義の発展段階に応じてうすれ、究極的には原則としての意義を失うものと考えられる。

つぎに④の出資配当制限については、あらゆる生産手段が国有または協同組合所有になる社会主義制度のもとでは金融機関も国有化され、生産と分配の原理が資本主義国と根本的にちがう体制のなかで組織される協同組合の出資金の性格は当然ちがうものにならざるをえない。社会主義の過渡的段階では信用制

度も残され、社会主義社会では資本主義社会での不変資本部分にあたる部分が生産ファンドを構成、可変資本にあたる部分が流通ファンドを構成するが、協同組合組織のなかでは共通ファンドの形成を通してファンドに対する個人持分としての意義は失なわれる。したがって資本主義社会におけるような協同組合に対する出資金自体の性格も変質するがゆえに、出資に対する利子の配当制限という原則は有効性をもたないものとおもわれる。

なお、これらの点に関しては社会主義国における協同組合の実態と社会主義経済理論との比較考証が必要であろう。

いずれにしても、ICAの協同組合原則を社会主義社会の協同組合に適用した場合、たとえ協同組合が資本主義の所産であるにしても、社会主義のもとでは協同組合の機能と性格が大きく変化するゆえに、その原則適用の有効性が大幅に制限ないし縮小されることは自明である。

Ⅲ 社会主義国における協同組合の現実

(1) 協同組合をめぐる基本的条件の変化

資本主義から社会主義に移行するにつれて協同組合という資本主義的施設も継承されていくのが一般的な現実である。しかしそこでの協同組合がその機能と性格を異にすることはすでにふれたが、その理由は協同組合をめぐる基本的条件が変化するからにはほかならない。したがってまず協同組合変質の要因としての基本的条件の変化を明らかにしておきたい。

すなわちその基本的条件の変化とは、まず第1に旧来の資本主義的生産関係に代って社会主義的生産関係が創出されることにある。その特色は生産手段が私的所有から社会的所有に変化することと、労働者による統制の実現である。過渡的段階で企業が依然として資本家の私的所有にまかされていても、もはや資本家は企業の専制的支配者たりえない。次第に社会的所有に移行する過程

17) この点については社会主義経済研究者の間にも色々な見解があるが、次の文献を参考にした。

前掲木原著「社会主義経済の理論」1966

富岡裕著「社会主義経済の理論」1964

アレク・ノーフ「The Soviet Economy, An Introduction」公文俊平訳 1967

前掲副島著「社会主義経済学」及び「社会主義経済の諸問題」1967

前掲大島著「現代ソ連の企業経営」etc.

で、国家的所有と協同組合的所有とに分化する。重要企業は買取り、または没収などによって国有化される一方、農業生産のごとく社会化の比較的むずかしい部門が協同組合的所有に移行するが、かかる方法で生産手段の社会的所有を基礎に生産と分配が中央機関によって計画化され、協同組合組織も国家の指導統制下におかれるのが一般的傾向である。資本主義社会における協同組合とちがう点は、協同組合が経済計画化の基本組織として位置づけられることである。この点資本主義社会では、いかに無政府的な商品生産社会であるとはいえ独占資本主義段階において国民経済の「計画化」が資本の側から要求され、部分的に計画化されても、商品経済を基礎とした剰余価値生産を目的としている以上完全なる計画経済の実現はむずかしい。したがって資本の側からすれば飽くまでも自己の都合にあわせて協同組合を利用するにすぎず、協同組合は計画化の中核組織となりえないのである。

社会主義建設の初期的段階では生産における国営の比重は小さく、これを計画化することがむずかしいため、まず流通部門に国家が介入する。銀行、輸送機関、重要物資の卸売商業部門が初期の段階で国有化され、国民経済を計画化する手はじめとして流通面での小商品生産者の組織化が先行する。これは小商品生産を社会主義的協同組合企業に改造するための不可欠な前提条件なのである。それが社会主義のもとで流通協同組合組織が生産協同組合に先行して重視される所以である。

資本主義的要素が漸次社会主義化される段階で小商品生産者の社会主義的改造が困難な所以は、農民の二面的性格にあることは一般的に指摘されるところである。彼等は小商品生産者としての小規模な生産手段、すなわち小土地所有者としてのブルジョア的性格と労働者としてのプロレタリアートの性格の二面性をもっているのである。そこで彼等を社会主義的に改造する手段として小農民生産を統合して社会主義的な農業生産協同組合を組織して農業の集団化を実現する必要がある。そのためにはある程度農民の自由意志を尊重して集団化を推進する必要がある、そこに加入、脱退の自由原則による協同組合組織誕生の基礎がある。またそのために多大の国家的援助を必要とし、これが逆に国家の強力な統制下におかれる素地となるのである。

かくて小農民生産の社会主義的改造は、流通面での協同化から漸次生産面での協同化を通じて農業の集団化が完成するものとおもわれる。

また協同組合は資本主義社会だけでなく、一定の商品生産社会において共通に存在しうる根拠はなにかが題問である。元来資本主義に特有な階級対立の矛盾が協同組合を生み出す重要な根拠であるが、原則的にこのような階級対立の矛盾がない社会主義社会において協同組合が存在しうるのは商品生産が過渡的に存続しているためであり、資本主義的要素が完全に清算されていないことに起因しているともみることができよう。

ロシア革命後のソ連の社会主義建設の過程からも明らかなように、資本主義的生産関係が次第に克服され、過渡期の組合所有が国有に変化することによって生産関係をめぐる階級対立の矛盾も次第に克服されつつある。たとえば都市における国営商業の発達が協同組合商業に代置していく過程がこれを物語っている。しかも流通協同組合が生産協同組合に先行して国有化されたり、生産協同組合が組合所有から国有化されていく過程（コルホーズのソフホーズへの転換を含む）を考えると、そこに協同組合の生成・発展・衰退・消滅の必然性があるようにおもわれるのである。原理的には共産主義¹⁸⁾の完成によって協同組合という特殊な過渡的形態は消滅するといつてよいだろう。

それにしても現存の社会主義国における協同組合の性格と機能にかなり差があるのは、国によって社会主義に移行する直前の資本主義の発展段階や、社会主義的政治経済条件の差によるものであろう。

(2) 社会主義国における農業協同組合の特質

10か国以上もあるといわれる社会主義国の協同組合の特質を総括的に論ずることは至難である。資料の制約、紙幅の関係などから、ここでは主としてソ連、中国の農業協同組合を中心に2～3の点について述べてみたい。

まず第1点は、これらの国に現存している農業協同組合は協同組合としていかなる特徴をもっているかという点である。社会主義に移行する過程で協同組合自体の性格や機能も変質するが、協同組合組織としての特色をどの程度まで保持しているかということについてである。

18) 前掲カントール「協同組合論」平館訳 p. 428 参照

19) ソ連の協同組合についてはかなり文献もあり、戦後刊行されたものとして次のものが参考になる。直井武夫著「ソ連の協同組合」1946、日協連訳「ソ連の消費組合」1953、的場徳造著「ユルホーズ」1959、家の光協会訳「ソ連の協同組合」1960、中林・織井訳「ソ連協同組合史」1960、前掲近藤「協同組合の理論」第2章社会主義下の協同組合、前掲織井「世界の協同組合」など。

ソ連の協同組合は組織的にいて消費協同組合、農業協同組合、手工業協同組合という三つの基本形態をとっているが、これらが有機的に結びついて社会主義経済制度に重要な役割をはたしていることはいうまでもない。

その中で農業協同組合の基本となっているのはコルホーズであるが、その新しい模範定款²⁰⁾によってその特色をさぐることができる。

新定款の前文で、コルホーズ体制はソビエト社会主義社会の不可分の一部であり、これを共産主義への漸次的移行の道であると述べるとともに、その目的と課題では、「コルホーズは自由意志で結集した農民の協同組合組織」であると規定されていることは注目すべきことである。コルホーズの基本形態である農業アルテリの第1次「農業アルテリ模範定款」が1930年に制定されて以来、1935年の第2次「農業アルテリ模範定款」の制定に次ぐ1969年の「コルホーズ模範定款」を通じてその基本理念に大きなちがいはない。小農経営の協同化を社会主義への移行の正しい形態として位置づけ、農民の自由意志を尊重した組織であるという点に、資本主義社会における協同組合の本質と共通する側面を見出すことができる。

つぎに中国の協同組合についてみると、中国には解放前の第1次世界大戦のあとに二つの系統の協同組合があったが、農業生産合作社の急速な発展によって農業の社会主義的改造が実現した。この生産合作社の進展に先だてて供鎖合作社（購販事業）と信用合作社が全国的に組織され、これが社会主義的流通機構をつくりあげたといわれている。いずれにせよ農業生産合作社が供鎖合作社、信用合作社とならんで協同組合組織としての性格をどのように備えていたかが問題である。この点1956年の農業生産合作社の模範定款によると、「農業生産合作社は勤労農民が、共産党と人民政府の指導と援助の下に、自発的意志と相互利益の原則に基づいて組織するところの集団的経済組織である」と規定している。すなわち、社会主義的集団的経済組織としてこれを位置づけている点は、ソ連のコルホーズと同様である。その後試行錯誤の過程を経て現代中国の農村組織として人民公社の誕生をみたわけであるが、これは一般にいわれている協同組合と呼べるかどうかは疑問である。1962年の農村人民公社の定款に

20) 「共産圏問題」第14巻第4号所収 丸毛忍稿『新「コルホーズ模範定款」の内容と性格』、同資料「新旧コルホーズ模範定款」1970年4月

21) 前掲近藤「協同組合の理論」p. 212

よれば、農村人民公社は行政体と合作社の合体組織であり、社会主義社会の農村における末端単位であると規定している。したがって農村人民公社は、従来の高級農業生産合作社を基礎とした連合組織としての特徴をもち、社会主義の互助的、互恵的集団経済組織であることに変わりはない。しかも社会主義経済の二形態である①人民公社の集団所有制経済と、②全人民所有制経済の両輪の一つであることからいうと、①は協同組合的集団的所有で②は全人民的国有を意味することになる。しかし人民公社が合作社やソ連のコルホーズと基本的にちがうのは、行政体との合体組織だという点である。

それは中国の社会主義がソ連、東欧の社会主義国とちがった方向で進められてるところに由来するが、同じ社会主義体制下にあるポーランドなどの農業協同組合は農業生産および販売という経済行為の協同化²³⁾が中心になっているのと比較してもその異質さがわかるであろう。

中国の人民公社化のねらいは土地改革によって解放された土地の集団所有制を早急に完成させることにあるが、農工併存、政社合一の基本理念が協同組合としての性格を大きく変質させているといえる。

協同組合原則にある民主的運営に関しては、ソ連のコルホーズも中国の合作社、人民公社もともに社会主義建設の進展に即応してより一層民主化の方向がとられつつある。具体的には組織代表の選出が投票方式に漸次ゆだねられてきていることである。人民公社もその点で協同組合的側面をかなりもつとはいえ、政治組織としての機能がかかなり強く付加されている点で、いわゆる協同組合そのものとは性格を異にする組織であるといえるのではなからうか。しかし中国の社会主義建設にとって人民公社が農業の集団化、社会化の担い手としての性格を与えられている点ではソ連のコルホーズと共通の特色をもっているといえる。

つぎに流通協同組合が生産協同組合に先行して社会主義建設の担い手とされ

22) 福島正夫著「人民公社の研究」1955

23) 農業協同組合その8ポーランド所収 滝稿「社会主義国家の特殊な農業と農民組織」1971. 11月号

農業協同組合その14ポーランド所収 塚田稿「社会主義計画経済と小経営の橋渡し」1972. 8月号

阪本楠彦著「私のポーランド」1970

社会主義と協同組合

る点では、ソ連も中国も同じである。²⁴⁾

しかも次第に流通協同組合の商業機能が社会主義的流通機構の展開にともな²⁵⁾って国営商業に吸収されていくが、表1はこれを裏書きしている。

表1 ソ連における小売商業の形態別比較

形態 \ 年次	1932	1958	1968
国営商業	30.4	65.2	68.3
協同組合商業	53.9	29.2	28.9
コルホーズ商業	15.7	5.6	2.8
計	100.0	100.0	100.0

資料；「現代ソ連の企業経営」P. 182より抜粋

他方、農業の社会化の担い手であるコルホーズは表2のごとく合併による規模拡大を通じてその数が減少しているのに対し、ソフォーズは逆に増加している。その原因はいろいろあるようだが、将来の方向を決定するものはコルホーズに対する政府の関与の仕方であろう。1965年のソ連の経済改革にもとづいてコルホーズをめぐる諸条件も変化してきている。たとえば国家買付価格の引き上げ、義務納入制度の廃止、農業税の引き下げなどコルホーズに対して有利な諸施策がとられ、コルホーズ農業の発展の素地が増大してきている。農業生産におけるコルホーズの役割は作物、家畜の種類によってちがうが、ソ連の場合副業部門の占める割合が大きいことが注目される。かかる副業としての個人経営部門がソ連農業を支える大きな力となっているばかりでなく、コルホーズ商

表2 コルホーズ・ソフォーズ数及び平均規模

規模 \ 年次	1940	1950	1960	1970
コルホーズ数	236,900	123,700	44,900	33,600
ソフォーズ数	4,200	5,000	7,400	15,000
1コルホーズ当り農家戸数	81戸	165	3,833	431
1ソフォーズ当り作付面積	2,800ha	2,600	9,000	6,200

資料；「農村生活研究」P. 52より抜粋

24) 近藤「協同組合の理論」p. 212

丸毛「新コルホーズ模範定款」の内容と性格 p. 3

25) 農業協同組合所収 的場稿「社会主義下における協同組合の役割 - ソ連邦」も参照のこと

業としての流通協同組合の存立基盤となっていることは否めない。これがコルホーズ体制の中で将来どう変化していくかによって、集団生産組織としてのコルホーズや流通組織としてのコルホーズ商業、協同組合商業の役割も変化するのである。この点、中国の人民公社では最近になって自留地制度が廃止されたが、それによって農産物流通市場が大きく変化したようには受けとれない。今後の動向を注目したい点である。

なお流通市場における協同組合商業やコルホーズ商業の将来的方向は、社会主義商業の本質とも深いつながりをもつが、最近における生産の拡大につれて商業の伸びも大きい。その中で協同組合商業がいかなる役割をになうかが課題の一つであるが、国営商業機構に吸収されていく可能性は十分にある。ただ農村の場合は生産協同組合であるコルホーズに従属した形で依然として流通協同組合の存立基盤が与えられていくものと考えられる。ソ連の場合、小売商品の価格に占める流通費と商業利潤の割合は、わずか8.04% (6.21+1.83) にすぎず²⁶⁾アメリカの50%と大きな開きがあるといわれているが、これはわが国における農協の購買手数料率と近似した値である点が興味深い。この低さは利潤を直接の目的としない社会主義商業の特質とも言えるものであり、その意味では資本主義社会における協同組合介在の合法性である商業利潤の節約説はその意義をもたず、商業自身が配給機関化し、手数料化しているといえる。このことから社会主義国の協同組合として重要な意義と役割をもちうるのは、流通協同組合よりも生産協同組合であるといえるのではなからうか。

IV 結 語

以上によって社会主義と協同組合との関係を、主として社会主義のもとでの協同組合の組織形態と経済的機能の変化を中心に一般論的に考察してきたが、まだ十分な結論を導き出すにいたったわけではない。

それはいずれの社会主義国をみてもまだ資本主義的要素を多分にもった過渡的段階にあり、しかもそれぞれの国の歴史的発展条件や制度によって協同組合

26) 前掲大島「現代ソ連の企業経営」pp. 204~205

なお、商業利潤という言葉は著者の表現をそのまま用いたが、1965年のソビエトの経済改革以後利潤概念が登場しつつある点は注目される。またここでいう流通費は資本主義社会の場合とちがって生産物流通における計画性を強くもつため最少限に縮少される可能性があることに注意すべきである。

の性格と機能がそれぞれ異なっている反面、社会主義国の協同組合に関する文献資料が十分に得られないことにも起因している。

しかし社会主義社会において現実に協同組合が存在しているかぎり、その存立の合法則性を資本主義社会との比較においてとらえ、かつ協同組合が資本主義の産物として社会主義へ継承されていくメカニズムを明らかにして、協同組合が生成・発展・衰退・消滅してゆく論理と実体を究明することは重要かつ興味ある課題である。そのためには商業資本からみた流通協同組合の機能と性格の変化や生産協同組合の本質的解明が必要であり、その点で小論はまさに序論的考察であるとともに、今後の研究をすすめるための一つの試論である。